

にいつ丘陵の森だより 70

森に恵みの梅雨

うっとうしい梅雨も、森の草や木にとっては恵みの雨です。この時期の草木は、たっぷりと水分を吸い上げ、長い日中時間をフルに活用して、せっせと光合成を営み、実を結んで種子を育てます。山紫水明の国土は、この時期に決まって訪れる雨期があればこそです。またこの豊富な雨水は、水田の雑草の繁茂を抑制し、地温の過度の上昇を防ぎ、土壌を洗浄して稲の連作を可能にし、瑞穂の国を支えてくれます。といっても、過ぎたるは及ばざるにせず、梅雨の末期に見舞う豪雨は、しばしば災害を引き起こす困りものですが。

昨年は前半の6月から空梅雨気味で、7月に入ってようやく梅雨空が続きましたが、平年並みの7月23日、無事に新潟地方にも梅雨明け宣言が出されました。今年は5月の末に、38年ぶりだという台風4号の本州上陸があり、異常気象ぶりが気になりますが、大禍のない梅雨明けが待たれます。梅雨が明けた森には、セミの大合唱が響き、ヤンマが飛び交って昆虫王国へと変わります。木もれ陽の遊歩道には、フイトンチッドをたっぷりと含んだ涼風がそよぎ、森林浴の絶好期となります。



さあエアコンのスイッチを切って、森に行きましょう！

(文責：小林正吾)

●にいがた森林の仲間の会
事務局：石油の世界館内
☎22-1400

- 市役所 (☎24-2111)
- 保健 福祉健康課健康増進係 (☎25-2510)
- スポーツ 生涯学習課スポーツ振興係 (☎22-0916)
- ビデオシアター、定期映画鑑賞会 視聴覚センター (☎22-0201)
- 教育相談 教育センター教育相談係 (☎24-8888、23-0101)

<p>31 30 29 木 水 火</p> <p>28 27 月 日</p> <p>26 土</p> <p>25 24 23 22 金 木 水 火</p> <p>固定資産税第二期納期限</p> <p>図書館休館日 美術館休館日</p>	<p>夢の扉をひらいた絵本の世界展 (8月31日まで) 新津市美術館 人権・行政相談 (午後1時30分～3時30分) 本町二番館 市民法律相談 (午後1時30分～4時30分) 市民窓口課第一相談室 (予約制) 土曜電話教育相談日 (午前9時～午後4時) ☎24-8888 少年野球大会 (27日まで) 市宮野球場、サンスポーツランド新津野球場 ビデオシアター (午前10時から) 視聴覚センター2階ホール 内容「Pipi(ピピ)とへないホタル」(上映時間1時間30分)</p>	<p>美術館休館日 (24日まで)</p>
---	--	-----------------------

市民カレンダー

7月

日 曜日 行事(時間)会場

<p>21 20 19 18 月 日 土 金</p> <p>17 16 15 木 水 火</p> <p>14 13 月 日</p> <p>12 土</p> <p>11 10 9 8 金 木 水 火</p> <p>7 月</p> <p>6 5 4 3 2 日 土 金 木 水</p> <p>1 火</p>	<p>教科書展示 (3日まで) 市役所1階市民ロビー 孤高の長い路 新津ゆかりの画家「曾我英彦」展 (21日まで) 新津市美術館 松くい虫防除 (午前5時～午後4時) 秋葉公園一帯 市民ゴルフ大会 (午前7時30分から) 新津カントリークラブ 市町村合併に関する市民懇談会 (午後7時から) 小合地域活動センター</p> <p>土曜電話教育相談日 (午前9時～午後4時) ☎24-8888 市民ソフトボール大会 (午前9時から) 東部野球場 市町村合併に関する市民懇談会 (午前10時から) 保健福祉センター 美術館休館日</p> <p>さとうわきこ絵本原画展 (24日まで) 図書館 市民法律相談 (午後1時30分～4時30分) 市民窓口課第一相談室 (予約制) 薬物乱用防止街頭キャンペーン (午後2時から) 市内一円 教育相談室 (午前9時～午後4時) 図書館3階教育相談室 土曜電話教育相談日 (午前9時～午後4時) ☎24-8888 ビデオシアター (午前10時から) 視聴覚センター2階ホール 内容「まんが日本昔ばなし(七夕さま、ほか)」(上映時間1時間20分)</p> <p>図書館休館日 美術館休館日</p> <p>厚生年金相談 (午前10時～午後3時) 新津商工会議所 ほけ老人をかかえる家族の会「しゃくやくのへや」(午後1時～3時) 保健福祉センター</p> <p>土曜電話教育相談日 (午前9時～午後4時) ☎24-8888 市民バドミントン大会 (午前8時50分から) 市民会館大ホール 【海の日】 図書館休館日 (22日まで)</p>
---	--



両手の人さし指で角帽のひさしを示す。

「大学」は、(角帽)の形で表現します。これは国際的な共通手話になっています。

ワンポイント
手話レッスン

「大学」
追納についての相談は、お近くの社会保険事務所へお尋ねください。
(保険年金課国民年金係)

身近な自然・里山を歩こう

リフレッシュしに来ませんか?

木もれ陽の遊歩道

都市整備課
公園緑地係
☎24-2111
内線585

国民年金 そうだん

相談

自営業を営んでいます。景気が悪くて昨年と同様に経営不振が続いています。今年も引き続き保険料免除申請を行いたいのですがどうすればいいのですか。

回答

国民年金には、所得が少ないなどの理由で保険料負担が困難な人のために、申請することにより保険料が免除される「申請免除制度」があります。この制度には、「全額免除」と「半額免除」の二種類があり、原則前年の所得に基づいて判定を行うこととなります。申請免除についての相談や手続きは、早めに市の国民年金担当窓口へお尋ねください。

また、免除を受けた期間は、年金を受けるための資格期間としては算入されませんが、老齢基礎年金の年金額は、全額免除期間は通常の三分の一、半額免除期間については三分の二となります。ただし、半額免除された期間については、半額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので注意してください。

平成十四年度に国民年金保険料の免除申請・承認された人で、引き続き平成十五年七月以降も申請される場合は改めて手続きが必要です。平成十五年七月から免除を受けるためには、七月から八月末までに手続きを行ってください

なお国民年金には、十年前までの免除期間については、保険料をさかのぼって納付することができる「追納制度」があります。ただし追納する場合、承認を受けた年度末から二年を経過すると当時の保険料に加算がつかず。

追納についての相談は、お近くの社会保険事務所へお尋ねください。

新津の「今」を伝えます

新津市内の各世帯に配布されている『広報にいつ』では、この欄に市内業者などの広告を掲載していますが、インターネット版『広報にいつ(PDFファイル)』では市からのお知らせなどを載せています。